

## 令和6年度山形県農産物等輸出産地形成サポート事業費補助金交付要綱

### (目的及び交付)

第1条 知事は、GFP（平成30年8月31日に農林水産省が立ち上げた輸出に意欲のある農林漁業者等を支援する「農林水産物・食品輸出プロジェクト」をいう。）の取組みの一環として、産地が輸出産地（海外の規制やニーズに対応した輸出対応型の産地をいう。）の形成を進めるに当たり、海外市場のニーズ、需要に応じたロットの確保、輸出先国の求める農薬規制・衛生管理等に対応した生産・管理体制を構築するための輸出事業計画の策定、当該計画の実施体制の構築、事業効果の検証・改善等を支援するため、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において当該事業者に対し補助金を交付する。

### (補助事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を実施する者（以下「補助事業者」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

### (補助対象品目)

第3条 補助事業の対象とする品目は、山形県内で生産された穀物、野菜、果樹、花き及び畜産物並びにこれらを主原料とした一次加工食品（最終製品を除く。）とする。

### (補助要件等)

第4条 補助事業の内容及び採択要件等は、別紙「令和6年度山形県農産物等輸出産地形成サポート事業実施基準」のとおりとする。

2 補助事業者は、3箇年における戦略的な輸出促進を図るための「農産物等輸出産地形成事業戦略（別記様式第1号。以下「事業戦略」という。）」を作成し、知事の承認を受けなければならない。

### (補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象とする経費及び補助率は別表のとおりとし、補助金の額は、補助対象経費の合計額と2百万円のいずれか低い額を基準額とし、同表右欄に掲げる補助率により算定した額以内の額とする。なお、算出された金額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付の対象となる経費は、令和6年4月1日以降における経費とする。

3 前項の補助対象経費について、国、都道府県及び全国規模の団体が実施する他の補助金の交付を受ける場合、本事業の対象としない。

なお、市町村又は県内を活動区域とする輸出支援団体から補助対象経費に対し補助金その他の助成を受ける場合は、当該助成金額を補助対象経費から除き、補助金額を算定するものとする。

### (交付の申請)

第6条 規則第5条の規定による補助金交付申請書（規則別記様式第1号）の提出期限は、別紙「令和6年度山形県農産物等輸出産地形成サポート事業実施基準」に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業戦略
- (2) 事業計画書（別記様式第2号）
- (3) 収支予算書（別記様式第3号）

2 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

#### （交付の決定）

第7条 知事は、前条第1項の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付決定を行い、当該補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項による交付決定に当たっては、前条第2項本文の規定により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を減額するものとする。

3 知事は、前条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

#### （交付の条件）

第8条 規則第7条第1項第1号ロに規定する軽微な変更は、別表の補助対象経費の2割を超えない増減を伴う変更とする。

2 規則第7条第1項第1号ロの規定により、補助事業の内容を変更する場合は、計画変更承認及び補助金変更交付申請書（別記様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

#### （中止又は廃止）

第9条 規則第7条第1項第1号ハの規定により、補助事業を中止し、又は廃止する場合は、その理由を記載した補助事業の中止（廃止）承認申請書（別記様式第5号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

#### （実績報告）

第10条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書（規則別記様式第2号）の提出期限は、補

助事業完了後20日を経過する日又は令和7年4月10日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記様式第2号）
  - (2) 収支精算書（別記様式第3号）
  - (3) 経理状況に関する証拠書類（支出明細書及び関係帳票等の写し、外国通貨換算による現地経費等については為替換算の根拠となる資料）
- 2 補助事業者は、実績報告書の提出に当たり、第6条第2項ただし書に該当した場合で、この補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これをこの補助金から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により、この補助金の仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合については、その金額を減じた額を上回る部分の額）を消費税仕入控除税額等報告書（別記様式第6号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（帳簿の備付等）

第11条 補助事業者は、規則第21条に規定する帳簿及び証拠書類を令和7年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

（監査）

第12条 知事は、必要と認めるときは、補助金の使途帳簿等について監査することがある。

附 則

この要綱は、令和6年4月17日から施行する。

別表

事業細目	補助事業者	補助対象経費	補助率
(1) 輸出事業計画策定支援 (2) 生産・加工等の体制構築支援 (3) 輸出事業計画の事業効果の検証・改善支援 (4) その他支援に係る経費	補助事業者は、県内に主たる事業所を有し、次のいずれかに該当する者又は団体とする。 (1) 農林漁業者又は食品等製造事業者のいずれかが含まれる3者以上の連携体であり、主体的に協働するための具体的な役割や組織体制等を備えていることが、連携する者の間の契約等において確認できる者 (2) 農林漁業関連事業に常時従事する者を3名以上雇用し、又は農林漁業関連事業に常時従事する者を新たに3名以上雇用する計画を有する農林漁業者 (3) 農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体（これらにあつては任意団体を除く。）、市町村 (4) 上記のほか、法人又は組合であつて、本事業の事業実施者として、適当と認められるもの (5) 別に定める協議会	事業細目ごとに別紙「令和6年度山形県農産物等輸出産地形成サポート事業実施基準」に掲げるとおりとする。	1/2以内 (1年度目)  1/3以内 (2年度目)  1/4以内 (3年度目)

(注) 補助率の欄にある括弧内の年次は、本要綱第4条第2項の規定に基づき作成する農産物等輸出産地形成事業戦略（3箇年計画）の事業年度とする。